

## 平成24年度第1回石狩市特別職報酬等審議会議事録

○開催日時：平成25年3月19日（火曜日）午前10時～

○開催場所：第2委員会室

○出席者（6名）：竹口 尊会長、三津橋 昌博職務代理者、軒名 孝委員、岩宮 澄子委員、小笠原 京子委員、中村 嘉光委員

○欠席者：初島 直美委員

○傍聴者数 0人

○事務局：佐々木総務部長、我妻職員担当課長、青木職員担当主査、古屋職員担当主査

### 【我妻課長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日、初島委員が欠席でございますが、石狩市特別職報酬等審議会条例の規定に基づきまして、過半数の委員が出席していることを報告いたします。

これより会長選任の間までは、事務局で進行を取り進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局体制が変わってから初めての開催でございます。そして、新たに竹口委員が中田委員の後任として委嘱されておりますので、まず、事務局の紹介をさせていただき、続きまして竹口委員に自己紹介をお願いしたいと存じます。

私は職員担当課長の我妻と申します。よろしくお願い申し上げます。

### 【佐々木部長】

総務部長を務めております佐々木と申します。よろしくお願い致します。

**【職員担当主査】**

職員担当主査の青木です。どうぞよろしくお願い致します。

同じく職員担当主査の古屋です。どうぞよろしくお願い致します。

**【我妻課長】**

事務局につきましてはこの体制で行わせていただきます。よろしくお願い致します。竹口委員お願い致します。

**【竹口委員】**

石狩市連合町内会連絡協議会の竹口でございます。よろしくお願い致します。

**【我妻課長】**

それでは、はじめに、昨年の7月3日に中田守会長が、当審議会を退任されましたので、後任の会長の選出と、あわせて、職務代理者の指定をお願いしたいと思います。

会長の選出につきましては審議会条例第4条の規定によりまして、委員の互選により選任するとされており、職務代理者は会長にご指名いただきます。

会長の選任につきまして、どなたかご意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがいたしましょうか。

**【三津橋委員】**

竹口委員がよろしいのではないのでしょうか。

【我妻課長】

それでは、事務局といたしましては、連合町内会会長の竹口委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

【委員一同】

（拍手あり）

【我妻課長】

ありがとうございます。委員の皆さんからご了承をいただきましたので、竹口委員に会長をお願いしたいと思います。竹口会長、よろしくお願いいたします。一言ご挨拶を頂戴できますでしょうか。

【竹口会長】

ベテランの中田前会長の後任ということで、不慣れではございますが、皆さんのご協力をいただき、円滑に当審議会を進めて参りたいと思いますので、どうぞご協力の程よろしくお願いします。

【我妻課長】

ありがとうございます。それでは会長が選出されましたので、竹口会長より職務代理者をご指名いただきます。どなたになさいますか。

【竹口会長】

三津橋委員をお願い致します。よろしいでしょうか。

【三津橋委員】

お引き受けいたします。

【我妻課長】

ありがとうございます。よろしくお願い致します。

それでは引き続き、市長からの諮問を行いたいと存じます。

本日は、市長が公務のため、副市長より会長に諮問書をお渡し致します。

【副市長】

市長に代わりまして、ご挨拶申し上げます。

皆様方、大変お忙しい中、また、急な開催にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

また、市連協の竹口会長におかれましては、本審議会の会長をお引き受けいただきましてありがとうございます、また、職務代理者の三津橋委員におかれましてもどうぞよろしくお願いいたします。

この審議会は、議員の報酬、市長等の特別職の給料、議会の政務調査費について、それぞれご審議をいただく審議会でありますので、その任務は、大変重要であり、示される答申につきましても、大変に重いものと認識しております。

それでは、市長に代わり、ここで諮問書を朗読させていただきます。委員の皆様方には、十分にご審議を賜わり、答申をいただきますようお願いし、ご挨拶と致します。

～ 諮問書朗読 ～

～ 諮問書を会長に提出 ～

【我妻課長】

このあと、副市長は公務のため退席させていただきます。

【竹口会長】

それでは会議次第に従いまして、取り進めて参ります。

次第の５の審議に入ります。

事前に郵送で配布されている資料もございますが、内容について事務局に説明を求めます。

なお、諮問事項につきましては、本日結審をしてすぐさま市長に答申したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それでは事務局、よろしくお願い致します。

【青木主査】

それではご説明させていただきます。

はじめに「指定管理者制度と本件の推移について」ご説明いたします。

まず、指定管理者制度の概要についてです。指定管理者制度は、住民の福祉を増進するため設置される公の施設について、民間事業者等のノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設設置の目的を効果的に達成しようとする制度です。

指定管理者は、議会議決を経て指定され、概ね４年間、施設を運営し、その間は条例に基づく施設の使用許認可や使用料徴収等の権限を持つも

のです。

次に、本市の現状ですが、平成 23 年度末現在で、385 施設中 259 施設、67.3%が指定管理者制度に移行しております。残りは市が直営で運営しているところです。

つづきまして、本件の推移についてです。

浜益地区にあります特養老人ホームやグループホームなど 5 施設について、これまでは石狩市社会福祉協議会が指定管理者となって運営しておりましたが、平成 24 年度末で指定管理期間が満了するため、市は 25 年度から 4 年間の指定管理者を公募いたしました。結果、2 者から応募者があり、学識者 2 名と市職員 2 名で構成される市指定管理者選定委員会が、社会福祉法人 秀寿会を候補者に選定し、それを受けて市長が議会に提案し、市議会でも同法人を指定管理者に指定することを議決致しました。これに基づき市は同法人を指定管理者に指定したところです。

秀寿会では、施設職員の雇用を継続する前提で準備を進めておりましたが、労働条件の調整が難航し、一部施設の職員とは雇用契約が未締結の状態が続き、昨日 3 月 18 日に秀寿会から指定管理者の辞退願が提出され、市もこれを容認することとなったため、議会議決に基づく行政執行が不可能な事態に至り今日の事態を招いた次第です。

次に、今回の諮問事項である市長給与の減額につきまして、これまでの

「市長の給与月額の減額実績」をご説明いたします。

現在の本則は、平成8年12月に月額850,000円から920,000円に改定されたものです。

その後、平成14年4月に、平成14年度から緊急財源対策による当面の措置ということで10%減額の828,000円に改定しました。

平成15年12月には、現下の厳しい財政状況を背景に、さらに1%を上乗せした11%減の818,000円に改定され、続く平成16年4月には、平成14年度から3カ年にわたる財政構造改革により20%減の736,000円に引き下げられました。

これに加えて、株式会社石狩振興公社の経営不振による「石狩温泉番屋の湯」の民間売却と、市が所有する第三セクター「株式会社石狩振興公社」の株式を、民間に譲渡したことの責任を負い、平成18年10月分の1カ月分のみ30%減の644,000円に減額しております。

翌月からは20%減の736,000円に戻り、平成24年4月からは、5カ年にわたる財政再建計画が終了したことを踏まえ、10%減の828,000円に改定されているところです。

今回の諮問致しますのは、さらに20%を上乗せした30%減、644,000円に改定することについてであります。

私からは、以上でございます。

【竹口会長】

ただいま事務局から諮問の内容・背景についてご説明いただきました。

内容について何か質問があればお受けいたします。 ございませんか？

【三津橋委員】

私ははじめてでよくわからないのですが、さらに20%も削減しなければならぬものなののでしょうか？市長のご意思でしょうか。

【佐々木部長】

市長が提案したものを、議会が議決し、それに基づいて市は新しい指定管理者に業務が移行されるよう調整してきたわけですが、それが不調に終わりました。市長は、議会の議決に基づく市政の執行義務を履行できなくなりましたので、これについての責任を明らかにするという主旨でございます。

20%の削減は、以前の事例である「番屋の湯の売却に伴う給料の減額」と比較した結論でございます。平成18年10月に番屋の湯の売却に伴って10%の減額を致しましたが、この場合は市の出資金を回収できず、財政的な損害が生じたわけで、市が運営を続けていればさらに損害が拡大したことから、ある意味、損害を未然に防いだという側面もございました。それと比較しまして今回は、そのようなプラスの要素も見当たらないことから、減額措置を重くせざるを得ないと考えております。

【三津橋委員】

なかなか深い事情は分かりませんが、ご説明にありましたように、選定し



たのは学識経験者等が選んだわけですし、あとは指定管理者の資質でしょう。不調に終わったからといって減額していたのでは、きりがいいのではないのでしょうか。私の感覚では理解できません。振興公社を売却した時も、市長の大英断であったと思いますし、それについても給料を減額しているのはよく分かりません。これ以上は言いませんが。

【中村委員】

市長が責任を感じているのは分かりますが、市長自身のミスばかりではなく、さまざまな条件が重なってこのような結果になったと思います。市に直接損害を与えたということでもないでしょう、間接的にはあるでしょうが。市長ばかり責めを負わなくてもいいのではないのでしょうか。私は、20%の減額には反対します。

【佐々木部長】

この件に関しての補正予算を議会に提案しますが、その際にあわせて責任を取る旨の提案をさせていただくもので、どうぞ市長の気持ちを斟酌していただければと存じます。

【中村委員】

減額しても根本的な問題は解決しません。かえって給料はそのままに、今後の対応に尽力いただいたほうがよろしいかと思います。

【佐々木部長】

そういったお考えもあろうかと存じます。もちろんサービスの低下になら

ない策は講じますが、そのことと、市長提案による議決を履行できなかったという責任は別であると考えております。

【三津橋委員】

議会も議決したのであれば責任はあると思います。

今回、市長のご意思でなさるのは結構ですが、トップであるからそのたびに減額するというのはおかしいと思います。ご判断は会長に一任いたしますが、当審議会ではこのような意見もあったことをお伝えいただければと思います。こんなことはやめるべきです。

【竹口会長】

両委員からご意見を頂戴しまして、われわれ民間の感覚からしますと確かに提案者の責任だけでここまで重い処置はどうかと思いますが、市長自らの提案が履行できない背景と強いご意思を尊重しまして、私としては原案どおり答申したいと思いますが、ご賛同いただけますでしょうか？この結論に至った経緯についてはお伝えしたいと思います。よろしいでしょうか？

【委員一同】

よろしいです。

【竹口会長】

それではここで答申書を事務局に作成させますので、少しお待ちください。

（休憩）

【竹口会長】

答申案ができましたので、事務局から一読をしていただきます。

－ 答申案一読 －

【佐々木部長】

ご議論を踏まえまして、「市長の責任を明らかにする上ではやむを得ない」とさせていただきます。

【竹口会長】

何かご意見等がありますでしょうか？

【委員一同】

よろしいです。

【竹口会長】

それでは、副市長に答申を渡すことといたします。

～副市長 入室～

～副市長に答申書手渡し～

【竹口会長】

答申書には明記されておりませんが、さまざまな意見がございました。要約して申し上げますと、このような経過からその都度市長が責任を取るのはいかななものか。それから、減額する額が大きすぎるのではないか。また、減額をせずに今後の対応に専念していただいたほうがよろしいのではないか、という意見がございました。

どうぞ市長にお伝えいただければと思います。

これで、本日の審議を終了いたします。ご苦労様でした。

(散会)

上記のとおり議事録として確認しました。

平成25年 4月16日

石狩市特別職報酬等審議会

会 長 竹口 尊